平成２６年（フ）第３２３号
千葉県市川市宝１丁目14―13
破産者　鈴木　直臣
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２７号
東京都杉並区天沼２丁目３―11―101
破産者　三田　修司
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５６号
東京都大田区矢口１丁目８―25―403
破産者　竹田　　圭
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９２号
神奈川県横浜市栄区野七里１丁目２―７―711
破産者　田中　修吾
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９５号
東京都墨田区向島３丁目６―15―401
破産者　米持　竜一
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４５号
埼玉県比企郡小川町みどりが丘４丁目10―13
破産者　宇田　和哉
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４６号
埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目２―21―403
破産者　奈良　剛宏
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９９３号
東京都三鷹市中原３丁目13―２―509
破産者　中村　典雄
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８８号
千葉市中央区松波３丁目11番19号
破産者　株式会社藤建
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４４０号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北１丁目２番６号
破産者　おそうじ隊Ｍｒ．アスリードこと　梅田　好信
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２３４号
札幌市中央区大通東７丁目12番地63　プライムアーバン大通東505号
破産者　須浪　浩明
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１２号
静岡県御殿場市印野1827番地の９
破産者　勝又　　高
1　決定年月日　平成26年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４１７号
静岡県御殿場市印野1827番地の９
破産者　勝又　康子
1　決定年月日　平成26年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第７８号
仙台市青葉区木町通２丁目５番４号
破産者　東日本通信工業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２１４１号
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番３―714号
破産者　富田富美子
1　破産債権の届出期間　平成26年４月23日まで
2　一般調査期日　平成26年５月15日午後４時
平成26年３月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９４号
堺市西区上野芝町４丁６番９号、前住所大阪府和泉市青葉台１丁目22番５号
破産者　速水　郁子
1　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
2　一般調査期日　平成26年６月26日午後３時
平成26年４月１日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
大津市緑町12番13号
破産者　髙田　好清
1　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
2　一般調査期日　平成26年６月13日午前10時50分
平成26年４月２日　　大津地方裁判所民事部

破産管財人変更

平成２５年（フ）第２７号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目８番18号、旧住所岡山県倉敷市児島下の町10丁目376番地73
破産者　藤川　克仁
破産管財人　上田　序子が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　石田　正也
平成26年３月31日
岡山地方裁判所第３民事部

破産管財人選任及び辞任

平成２５年（フ）第１６３号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目21番２、開始決定時の住所山形県上山市関根字下原202番地の３
破産者　梅津　邦彦
1　平成26年３月18日　破産管財人　弁護士　古城　博道選任
2　平成26年３月27日　破産管財人　弁護士　徳重　　充辞任
山形地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２５年（ラ）第２１３号（原審札幌地方裁判所平成２４年（フ）第２８０３号）
札幌市厚別区もみじ台西４丁目１番26―506号
抗告人（破産者）　下原まどか
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
札幌高等裁判所第２民事部